



GROWTH
TOKYO

2023年11月13日

各位

会社名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 百田 哲史
(東証グロース・コード1400)
問合せ先 管理本部長
山本 清史
電話 03-6427-8088

(開示事項の経過) 改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ

当社は、当社非連結子会社におけるルーデンコイン（以下「RDC」）及び Bitcoin（以下「BTC」）の取扱いに関する件（以下、「本件事案」という。）について、2022年5月9日に外部調査委員会を設置し調査を行い、外部調査委員会より受領した調査結果を2022年11月30日付公表しました。そして2023年1月28日に投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものとして、当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

その後2023年3月31日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」のとおり、当社は、十分な改善計画を作成するための前提となる事実の確認と原因分析等を目的として、本件事案の原因分析と十分な再発防止策を提言戴くべく、本件事案の更なる調査及び類似事象の調査等を行うため、改めて第三者委員会を設置し、調査を実施することを決定いたしました。

しかしながら2023年6月30日付「第三者委員会の調査期間延長のお知らせ」で公表したとおり、その調査は会社内部に残存する資料が少なく、事実認定にあたっては当該外部者からの情報収集・資料提示に頼らざるを得ない状況になっておりますが、その情報収集・資料入手に困難を伴っており、また、第三者委員会からは、これら事案を調査する中で各情報及び資料の内容並びに資料の作成経過等の精査といった副次的な検討課題が新たに発生してきており、事実認定を行うためには調査範囲や調査対象者を拡大する必要があるとの事で調査期間の延長を行いました。さらに、2023年8月31日付「第三者委員会の調査の状況及び再発防止策（改善計画）策定の状況についてのお知らせ」で公表したとおり、この時点で第三者委員会からは、検討をした結果、追加の調査が必要な事項が多く生じており、調査終了まで相応の時間を要する見通しであるとの報告を受けておりました。

そして、2023年10月30日付「第三者委員会の委員の退任について」で公表した通り、第三者委員会は、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会2010年7月15日公表）第6.3項に基づき、委員全員の一致で委員全員が退任致しました。

当社は、第三者委員会の委員全員が退任した事態を受けて、新たに別の方に第三者委員会の委員に就任して戴くため、複数の弁護士・公認会計士に第三者委員会の委員への就任を打診しました。しかし、第三者委員会が調査する対象について当社内部に現存する情報や資料が極めて少ないこと、当社外部の者からの協力を得られる見込みが少ないこと、そして当社株式が特設注意市場銘柄に指定された1年後に当たる2024年1月28日までに第三者委員会による調査を終了させ、その調査結果を改めて改善計画・状況報告書に反映させようとして当該改善計画を履行するためにはあまりに調査期間が少ないこと等を理由に、第三者委員会の委員への就任を断られました。そのため、現時点において、新たに第三者委員会の委員に就任して戴ける方は決まっておらず、かつ新たに委員に就任して戴ける方が見付かる見通しも立っておりません。

以上の状況下ではございますが、当社と致しましては、2023年11月1日付けで公表いたしました改善計画・改善状況報告書に記載した再発防止に向けた改善施策を真摯に履行し、今後の再発防止に努めていきたい

と考えております。

以 上